

告 示

埼玉県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和七年六月十八日認可した。

令和七年六月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町